

令和7年度新潟市HPVワクチン普及啓発広告制作・広報業務  
委託事業者選定プロポーザル審査基準

1 審査の方法

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容について、選定委員が個々に採点を行う。審査基準に沿って下表のとおり「5」「4」「3」「2」「1」で点数をつけ、事務局で係数をかけたものを選定委員一人当たりの評価点（50点満点）とする。

優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
5	4	3	2	1

- (2) 全選定委員の評価点を合計し、合計点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、合計点が150点（全体の60%）に満たない場合は不調とする。
- (3) 最高合計点が同点となる提案者が複数ある場合は、選定委員による決選投票により最優秀提案者を決定する。

2 審査基準

審査項目		審査基準	係数	配点
基本方針・ 全体的なコンセプト		業務の趣旨や実現すべき目的を十分に理解しているか	1	5
提案内容	具体性・ 実現性	目的達成に向けて具体性・実現性のある提案か	2	30
	広告媒体 ・広報手段	各種広告の特徴等を踏まえ、ターゲットに届きやすい媒体・広報手段を提案しているか	2	
	広告素材	分かりやすい表現やデザインかつ興味を引くような工夫が期待できるか	1	
	継続性	今後も継続して使用可能な広告素材となっているか	1	
業務実施面	業務実績	類似する業務実績があり、当事業に応用できる経験値があるか	1	10
	実施体制	規模・スケジュール等が実行可能な計画であるか	1	
見積価格		企画内容に対して適正な見積価格であるか	1	5